

令和4年度 災害発生時及び警報等発表時の前芝小・中学校の対応について

1 登校前に発表された場合

南海 トラフ 地震 臨時情報	調査中	◆後発地震の発生に留意しつつ通常通り登校する。
	巨大地震 警戒	◆前芝校区は事前避難対象地域のため1週間休校とし、原則、想定区域外の知人宅、 親戚宅へ事前避難をする。
	巨大地震 注意	◆登校しない。学校からメール連絡があるまでは、家庭で待機する。 ※安全に登校できると判断できしだい、メール配信等で連絡する。
	調査終了	◆通常通り登校する。 ※但し、登校が危険と判断した場合は、学校から連絡をする。
暴風警報 (暴風雪警報)		◆午前6時までに解除されたときは、通常通り授業を行う。 午前6時を過ぎても解除されないときは、休校とする。
大雨警報・洪水警報 大雪警報		◆原則として通常通り授業を行う。 ※但し、登校が危険と判断した場合は、学校から連絡をする。
避難情報 (R3.5.20改訂)		◆原則として通常通り授業を行う。 ※但し、豊橋市が発令する安全情報で「警戒レベル3」が発令されたときは 暴風(暴風雪)警報発表時と同じ措置をとる。その際は学校から連絡する。

2 在校中に発生した場合・発表された場合

南海 トラフ 地震 臨時情報	調査中	◆後発地震の発生に留意しつつ、原則として通常通り授業を行う。
	巨大地震 警戒	◆地域の安全を確認後、小学生は保護者の引き取り。中学生は速やかに下校。 ◆下校が危険と判断した場合は、中学生も保護者の引き取りとする。その際は、中 学校からメール配信等で連絡する。 ◆前芝校区は事前避難対象地域のため1週間休校とし、原則、想定区域外の知人宅、 親戚宅へ事前避難をする。
	巨大地震 注意	◆地域の安全確認、状況を把握し、小中学校からメール配信等でその後の対応を連 絡する。
	調査終了	平常どおりの教育活動を継続する。
暴風警報 (暴風雪警報)		① 安全に下校できると判断したときは、予め届け出た下記ア～ウの方法をとる。 ア 通学団下校(中学校:通常下校) イ 保護者の引き取り ウ 小学校の兄弟と通学団下校(中学生) ② 下校が危険と判断したときは、メール配信等で連絡した上で全児童・生徒は体 育館で保護者による引き取りとする。
大雨警報・洪水警報 大雪警報		原則として通常通り授業を行う。
津波	三河湾に 警報	① 小学生・中学生は若宮八幡社に水平避難し、待機する。(津波が到達するまでの時 間が短い場合は全員中学校屋上に垂直避難する。) ② 解除されたときは、通常通り授業を行う。 ③ 解除されないときは、避難先で全児童・生徒は保護者引き取りとする。
落雷・竜巻等		下校時の安全が確認されない場合は、保護者の引き取りとする。
避難情報 (R3.5.20改訂)		◆原則として通常通り授業を行う。 ※但し、豊橋市が発令する安全情報で「警戒レベル3」が発令されたときは 暴風(暴風雪)警報発表時と同じ措置をとる。その際は学校から連絡します。

※令和3年5月20日より避難勧告が廃止となり、警戒レベルが設定された。避難情報は、豊橋ほっとメール、豊橋防災ラジオ、同法系防災無線等で伝達される。

3 登校途中に発表された場合

- ・原則として登校し、在校中と同じ対応をする。

4 下校途中に発表された場合

- ・原則として下校するが、保護者不在で危険と判断した場合は登校し、保護者の引き取りを待つ。

★家庭の控え<調査書に記入したものを記録しておいてください>

暴風(暴風雪)警報発表時の下校の仕方

【 ア 通学団下校 (中学校：通常下校) イ 保護者の引き取り ウ 小学校の兄弟と通学団下校 (中学校のみ)】

引き取りの時の第1引き取り者 () 第2引き取り者 ()

5 弾道ミサイル発射に関わる対応

Jアラートを通じてミサイル発射の緊急情報が発信されたとき	状況に応じて、落ち着いて、直ちに避難行動をとる。 ○屋外にいる場合 ⇒ 近くの建物の中か、地下に避難する。 ○建物がない場合 ⇒ 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。 ○屋内にいる場合 ⇒ 窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。
領土領海に落下する可能性 または落下	避難解除の指示があるまで避難行動をとる。
領土領海の上空を通過または領土領海外に落下	避難行動を解除する。

○登校前に発表された場合

家庭でメール配信等の連絡が入るまで待機する。避難行動解除情報の確認ができ次第、学校から「〇〇時までに登校してください」の連絡がはいるので、それに従う。

※登校時間は約1時間後をめぐり、メール配信等で連絡する。

○在校中に発生した場合・発表された場合

授業を中止し、状況に応じて避難行動をとる。